

大和市公告第73号

大和市市営住宅条例（平成9年大和市条例第17号）第51条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

平成29年8月1日

大和市長 大 木 哲

1 施設の概要

別紙のとおり。

2 申込期間

平成29年8月1日（火）から同年9月19日（火）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

3 申込場所

大和市街づくり計画部街づくり総務課住宅担当

4 家賃及び駐車場の使用料に関する事項

- (1) 家賃の額は、大和市市営住宅条例第14条の規定により算出した額とする。
- (2) 駐車場使用料の額は、大和市市営住宅条例別表第3に規定する額とする。
- (3) 家賃及び駐車場使用料は、市の収入とする。

5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

- (1) 市営住宅等（市営住宅及び共同施設をいう。以下同じ。）の運営に関する業務
- (2) 市営住宅等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市営住宅等の運営に関する業務のうち市長が必要と認めるもの

7 申込みの資格

- (1) 法人その他の団体であること（個人による応募は認めない）。
- (2) 募集要項に定める制限事項に該当しないこと。

8 選定の基準

- (1) 市営住宅に居住している者に対し、サービスの向上及び共同施設の平等な使用の確保が図られるものであること。
- (2) 市営住宅等の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 市営住宅等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (4) 市営住宅等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有し、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 個人情報の保護及び情報公開に対する措置が図られていること。
- (6) その他市長が別に定める基準

9 その他

詳細は、平成29年8月1日（火）から配布する募集要項による。